

2022年4月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ ー プ ン ド ア 代表者名 代表取締役社長 関根 大介 (証券コード:3926 東証プライム)

問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 秀明

(TEL. 03-5545-7215)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年4月19日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を2022 年6月23日開催の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第 15 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示	(削除)
とみなし提供)	
第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際	
し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類	
及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事	
項に係る情報を、法務省令に定めるところに	
従いインターネットを利用する方法で開示す	
ることにより、株主に対して提供したとみな	
<u>すことができる。</u>	

# (新設) (電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子提供措置 をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務 省令で定めるものの全部または一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付す る書面に記載しないことができる。 附則 附則 (新設) (電子提供措置等に伴う経過措置) 1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のイン ターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款 第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023 年2月末日まで の日を株主総会の日とする株主総会については、変更 前定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則の規定は、2022 年9月1日から6か月を経 過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過し た日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月23日2022年6月23日

以上